資料1	令和3年度第2回福島県国民健康保険運営協議会

令和4年度国保事業費納付金等仮算定結果
及び本算定に係る算定方法について

令 和 ３ 年 １２ 月 ２４ 日

福島県国民健康保険課

◆本資料の構成

第１　仮算定の結果

第２　本算定に係る算定方法について

第１　仮算定の結果

１　全体の金額

単位：億円

	県全体費用 A	市町村納付金 B ※2	保険料収納必要総額 C ※3
医療分	※1 1,274	336	277
	1,316	335	274
	▲ 42	1	3
後期分	236	113	99
	233	111	98
	3	2	1
介護分	86	34	28
	107	53	47
	▲ 21	▲ 19	▲ 19
合計	1,596	483	404
	1,656	499	419
	▲ 60	▲ 16	▲ 15

凡例

令和4年度仮算定
令和3年度本算定
前年度差

・県全体費用については、全体としては1，596億円となり、令和3年度本算定と比較して60億円減少している。
主な要因としては、医療分が被保険者数の減少等により42億円減少するとともに、介護分が令和2年度分の清算の影響により21億円減少したためである。

・また、県全体費用の減少に伴い、令和3年度本算定に対し、全体で市町村納付金及び保険料収納必要総額がそれぞれ減少となっているが、その内、医療分については、国等から交付される公費の減少が見込まれるため、増加となっている。

※1　県全体費用Aの医療分＝保険給付費
※2　市町村納付金B＝県全体費用Ａ－公費(1)（県全体で差し引くもの）－公費(2)（各市町村個別に差し引くもの）
※3　保険料収納必要総額C＝市町村納付金B－公費(3)（特別調整交付金等の市町村個別の公費）＋保険料を財源とする経費
公費(1)：前期高齢者交付金、療養給付費等負担金、保険者努力支援交付金（事業費連動分）、特別会計の剰余金等
公費(2)：高額医療費負担金、地方単独助成事業、国特別調整交付金等
公費(3)：保険者努力支援制度（市町村分）、特定健康診査等負担金、財政安定化支援事業等
保険料を財源とする経費：保健事業、特定健康診査等に要する費用等

２　１人当たりの金額

No	項目	令和4年度 仮算定	令和3年度 本算定	差
1	一人当たり保険給付費	332,202円	333,501円	▲1,299円
2	一人当たり納付金額	125,888円	126,433円	▲545円
3	一人当たり保険料	105,447円	106,070円	▲623円
4	一人当たり保険料が増加した市町村数（対前年度）	25市町村	55市町村	▲30市町村

【令和3年度本算定との比較】

・一人当たり保険給付費については、３３２，２０２円となり、１，２９９円減少となっている。

・一人当たり納付金額については、１２５，８８８円となり、５４５円減少となっている。

・一人当たり保険料については、１０５，４４７円となり、６２３円減少となっている。

・なお、一人当たり納付金額及び保険料の被保険者数については、３８３，５２８人と推計しており、１１，０１０人減少となっている（一人当たり保険給付費を除く）。

（参考）　仮算定の方法

１　仮算定に係る各項目の推計方法について

① 被保険者数：コーホート要因法※1（移動率は３年平均）を採用。

ア　３８３，５２８人　（Ｒ３本算定では３９４，５３８人）

イ　３８５，６４０人※2（Ｒ３本算定では３９９，６６８人）

※1　前年における１歳下の被保険者数（年齢・男女別）に移動率（出生・死亡、資格取得・喪失等）を乗じて推計する方法。

※2　診療費の推計に当たっては、推計被保険者数のうち７４歳について 12/11 の値を使用することになっている。

②１人あたり診療費：Ｒ２実績※3×Ｈ３０～Ｒ２の伸び率により算出。

※3　Ｒ２実績は新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響を踏まえ、R2.4～R3.2 をＲ元実績に置き換え。

③１人あたり所得額：１人あたりのＨ３０年～Ｒ２年の所得額の平均。

２　算定方法（算定方法の詳細については、参考資料１を参照）

① 所得係数→国が示す係数に基づき納付金を応能分（所得割）と応益分（均等割、平等割）に按分

② 納付金の按分方法→３方式（所得割、均等割（被保険者数）、平等割（世帯数））

③ 医療費指数反映係数→医療費指数を全て反映させて納付金を按分（医療費水準に応じて納付金を増減させる）

④ 制度改正に伴う激変緩和措置財源として３億円を充当（Ｒ３本算定では４．５億円）

⑤ 一人当たり納付金額がＲ３本算定時より減少した結果となっているため、現時点では決算剰余金は充当していない。

第２　本算定に係る算定方法について

令和４年度国保事業費納付金等の算定方法については、仮算定の結果を踏まえ、次の算定方法をもとに、今後国から示される確定係数等を反映させることにより、算定するものとする。

① 県特別会計の剰余金の活用については、本算定において再度検討する。

② ①以外の項目については、仮算定をもとに算定する。主な項目は、以下のとおり。

ア　１人あたり診療費の推計については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和２年度実績の一部を令和元年度実績に置き換え、平成３０年度から令和２年度までの伸び率により推計する。

イ　制度改正に伴う激変緩和措置の財源については、計画的・段階的に減額（▲約１．５億円）。

ウ　標準保険料率の算定については、応能割（所得割率）と応益割（均等割額及び平等割額）の割合を段階的にシフトさせる。

エ　納付金や保険料を算定する過程で市町村ごとに加減算している項目について、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、一部令和２年度の実績を令和元年度の実績に置き換えて算定する。